

西尾市
多文化共生推進プラン(案)

～多様性を豊かさに みんなで創る にしおの未来～

目次

1. プランの策定にあたって.....	2
(1) プランの趣旨.....	2
(2) プランの位置づけ.....	3
(3) 多文化共生プランの計画期間.....	3
2. 西尾市の多文化共生に関する現状及び国における動向.....	4
(1) 西尾市の外国人市民の動向.....	4
(2) 国における動向.....	9
3. 基本的な考え方.....	10
(1) 基本理念.....	10
(2) 基本指針.....	10
(3) 施策体系.....	11
4. 施策内容.....	12
4-1. 誰もが活躍できる.....	12
4-2. 子どもの学び・育ちを応援する.....	16
4-3. 災害や病気等から命を守る.....	22
4-4. 取り残されず情報を得ることができる.....	27
4-5. 誰もが多様性を認め合う.....	33
5. プランの推進に向けて.....	38
(1) プランの推進体制.....	38
(2) 施策の進行管理.....	39

1. プランの策定にあたって

(1) プランの趣旨

西尾市には、現在、数多くの「外国人市民」が暮らしています。また、海外からの帰国や日本国籍の取得、国際結婚の増加等により、日本国籍であっても言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民も増加しています。

本市においては、多文化共生に対応した取組をこれまでも進めてきましたが、外国人市民の滞在・在住期間の長期化に伴い、生活に密着した教育や福祉、災害時対応等さまざまな領域で多様化・複雑化した問題が生じており、従来の外国人支援の視点を超えて生活者・地域住民として外国人がもたらす多様性を活かす視点が必要になってきました。

そこで、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業等各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを総合的かつ体系的に展開するため、本プランを策定します。

■用語の説明

多文化共生：

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

(総務省「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」より)

外国人市民：

外国籍の人に限らず、外国にルーツを持つ児童・市民も含めます。

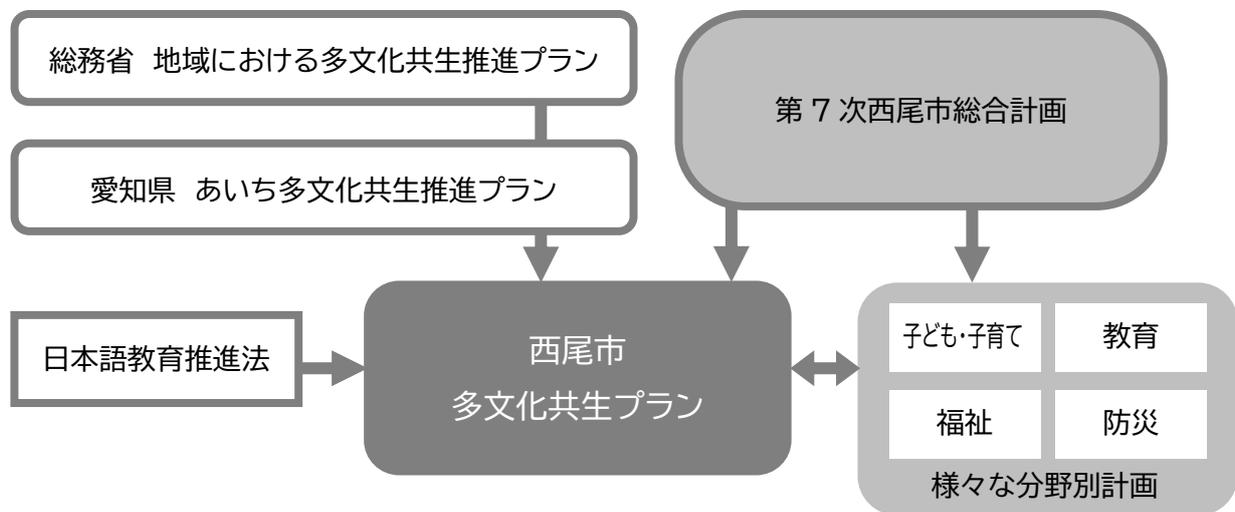
※ただし、本プランに出てくる「外国人市民アンケート」は、外国籍の人のみを対象としています。

外国にルーツを持つ児童・市民：

両親もしくはどちらかの親が、外国籍の人や外国出身者とその子孫であり、日本国籍の場合もあります。

(2) プランの位置づけ

本プランは、西尾市の行政運営の基本指針である「第7次西尾市総合計画(2013-2022)」によるまちづくりを理念とし、総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて(2020年)」、「あいち多文化共生推進プラン2022(2018-2022)」及び「日本語教育推進法(2019年)」の方向性を踏まえて本市の実情を反映させ、多文化共生のまちづくりの実現に対する基本的な考え方や関連する事業を体系的にまとめた分野別計画として策定するものです。



(3) 多文化共生プランの計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

2. 西尾市の多文化共生に関する現状及び国における動向

(1) 西尾市の外国人市民の動向

① 西尾市の外国人市民の動向

■外国籍の市民は増加

西尾市の外国籍の市民は、2021年4月現在9,921人で、市内人口に占める割合は5.8%となっています。

10年前の2011年から比べて1.9倍、5年前の2016年から比べて1.5倍と大きく増加しています。ただし、2020年から2021年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあります。

愛知県、全国と比較すると、外国籍の住民数の割合は高く、5年間の変化も高い増加傾向となっています。その大きな理由のひとつとして、西尾市及び近隣自治体に製造業を中心とした働く場所が豊富にあることが考えられます。

図表 1 外国籍の住民数と割合（愛知県、全国比較）

	外国籍の住民数	時点※	外国籍の住民数の割合	5年間の増加
西尾市	9,921人	(2021年4月)	5.80%	1.5倍
愛知県	273,784人	(2020年12月)	3.63%	1.3倍
全国	2,887,116人	(2020年12月)	2.30%	1.3倍

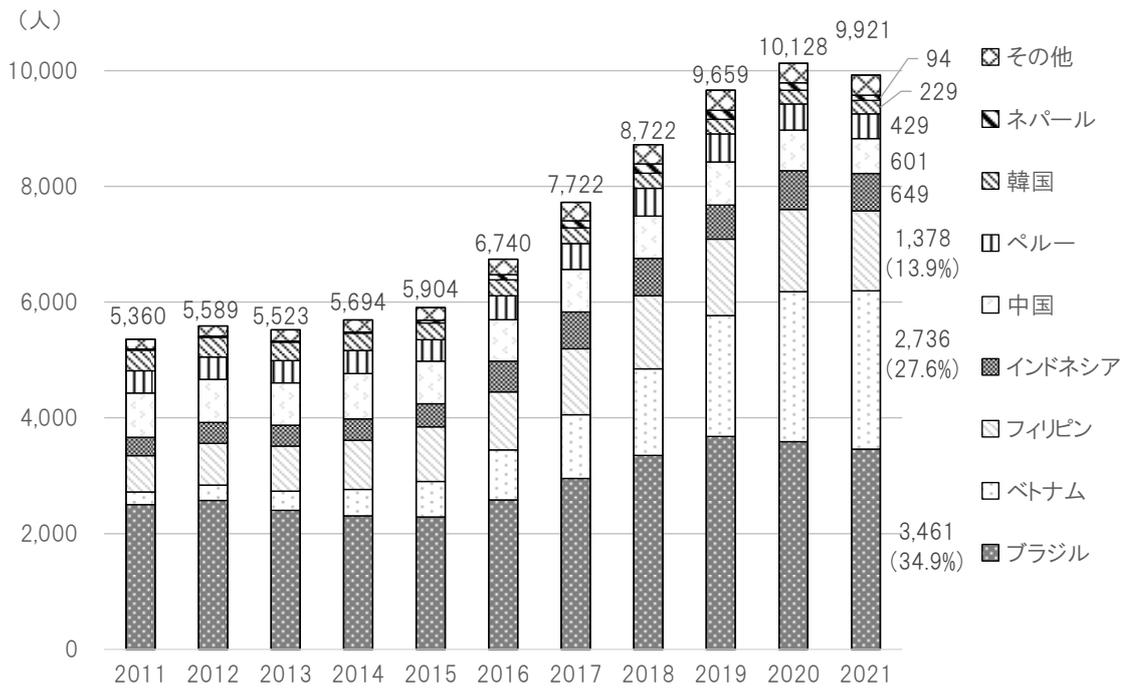
(出所) 西尾市:「西尾市オープンデータライブラリ」西尾市 各年4月1日現在
 愛知県外国人数:「全国外国人統計」法務省出入国管理庁、愛知県人口:「あいちの人口(2020年12月1日現在)」愛知県統計課
 全国外国人数:「在留外国人統計」出入国在留管理庁、全国人口:「人口推計(平成27年国勢調査を基準とする2020年12月1日現在推計値)」総務省統計局

■ブラジルが最も多く、ベトナムが急増

外国人市民の国籍別としては、最も多いのがブラジルで3,461人、全体の34.9%となっています。10年前には全体の半数程度を占めていたのに比べて、比率は減少傾向にあります。

次いで多いのはベトナムで2,736人、全体の27.9%です。10年前(2011年、216人)に比べて、10倍以上と急激に増加しています。3番目に多いフィリピン、4番目に多いインドネシアにおいて、10年前に比べて2倍以上に増加しています。

図表 2 外国人市民の推移（国籍別）



（出所）「西尾市オープンデータライブラリ 国籍別人口表」西尾市 各年4月1日現在
2021年については、「令和3年度人口動向」2021年4月1日現在

■外国人市民は20代、30代の働く世代が中心

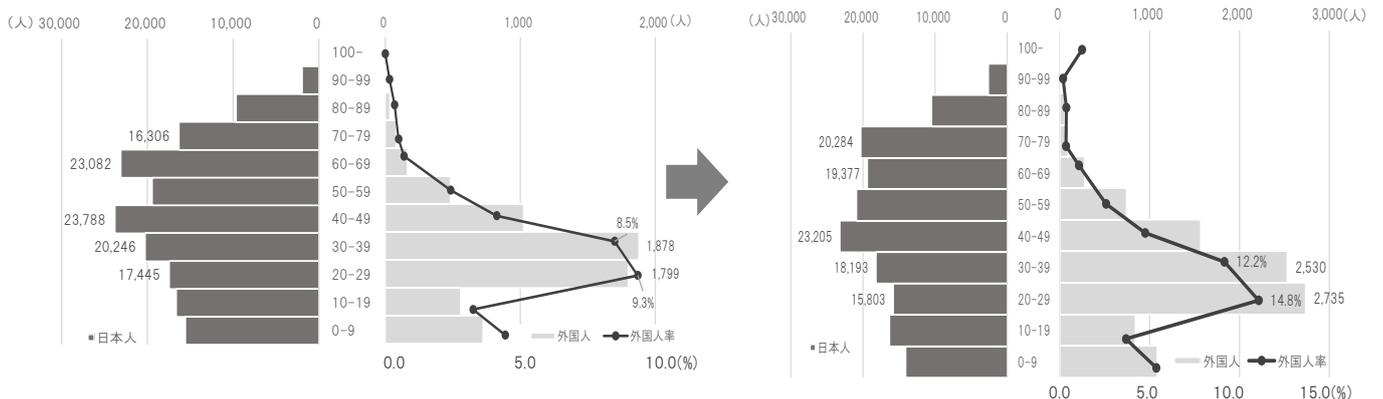
西尾市の外国人市民と日本人市民の年齢別人口構成をみると、日本人市民は70代、40代が多い「ひょうたん型」に近い形で、最も多い年代は年数とともに上昇し、高齢化が進行しています。一方で、外国人市民は20代、30代の働く世代が中心となっており、年数を経過しても20代を中心に増加しています。

市内人口に占める外国人市民の割合は、20代（14.8%）、30代（12.2%）と、生産活動を支える世代で、特に高い割合になっています。

図表 3 外国人市民・日本人市民の年齢別人口構成の比較

<2016年>

<2021年>



（出所）西尾市 市民課

2. 西尾市の多文化共生に関する現状及び国における動向

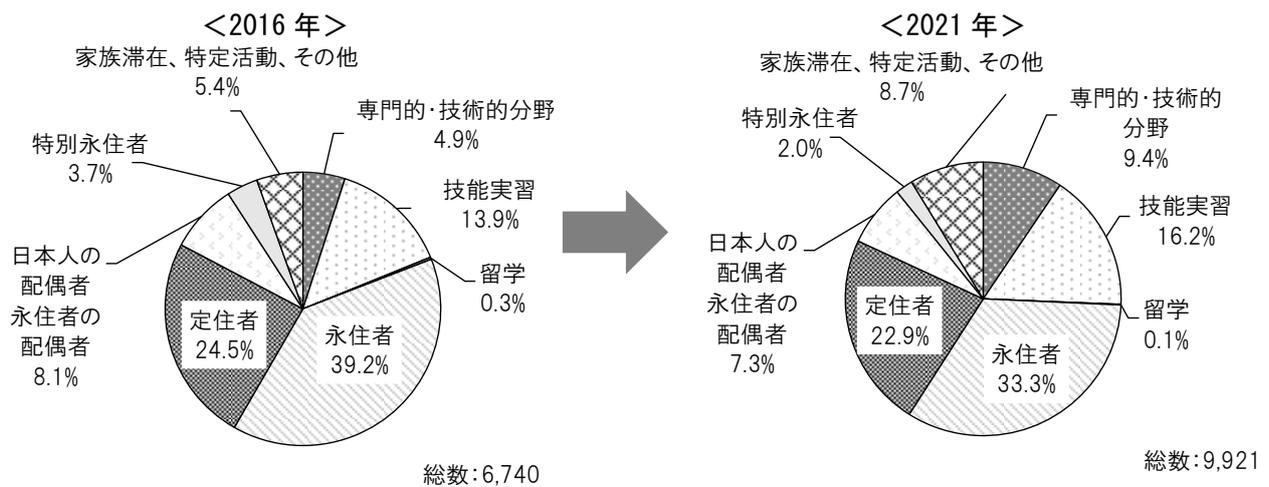
② 外国人の活動内容(定住・労働)の動向

■ 永住者、定住者等の割合が高く、技能実習生、専門的・技術的分野(エンジニア等)が増加

西尾市の外国人市民の在留資格別の割合をみると、永住者、定住者の割合が多く、合わせると2021年は6割近くとなっています。また、技能実習、専門的・技術的分野※の割合が、5年前と比べて増加しています。

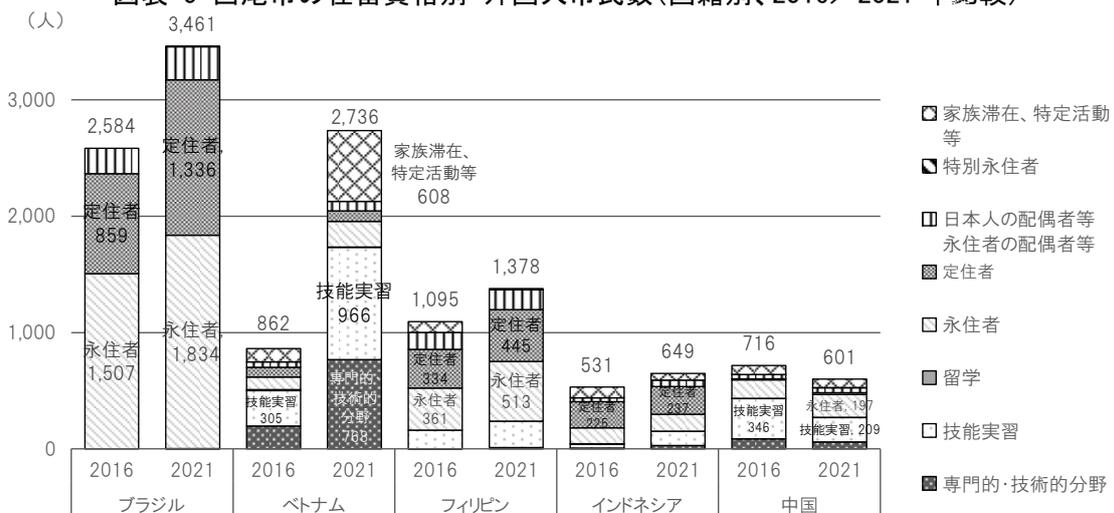
※専門的・技術的分野：在留資格「技術・人文知識・国際業務(エンジニア、通訳等)」「技能(外国料理人等)」等、就労目的で在留が認められる分野

図表 4 西尾市の在留資格別外国人市民数の割合



外国人市民の在留資格別の動向を国籍別で見ると、ブラジルとフィリピンで永住者、定住者が多く、ベトナムは専門的・技術的分野、技能実習、家族滞在、特定活動等が多くなっています。

図表 5 西尾市の在留資格別 外国人市民数(国籍別、2016/2021年比較)



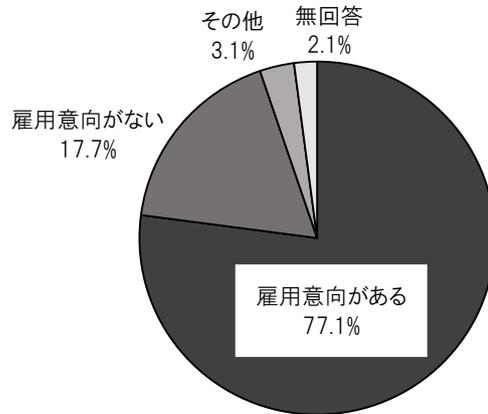
(出所)西尾市 市民課

■今後も市内企業において外国人の雇用意向がある

西尾市内企業アンケートによると、市内企業の外国人雇用の動向として、国籍と在留資格のパターンとしては、ベトナム人の技能実習生（27社）、ベトナム人の技術・人文知識・国際業務（母国大学卒業者）（15社）が多くなっています（外国人を雇用していると回答した企業：67社）。また、今後の外国人の雇用については、「雇用意向がある」が77.1%となっており、今後も西尾市で働く外国人が増えるものと想定されます。

企業・仲介事業者ヒアリング等から、ベトナムに次いで、インドネシアからの受入れニーズも高まっています。

図表 6 今後の外国人の雇用・受入れの可能性（企業アンケート）



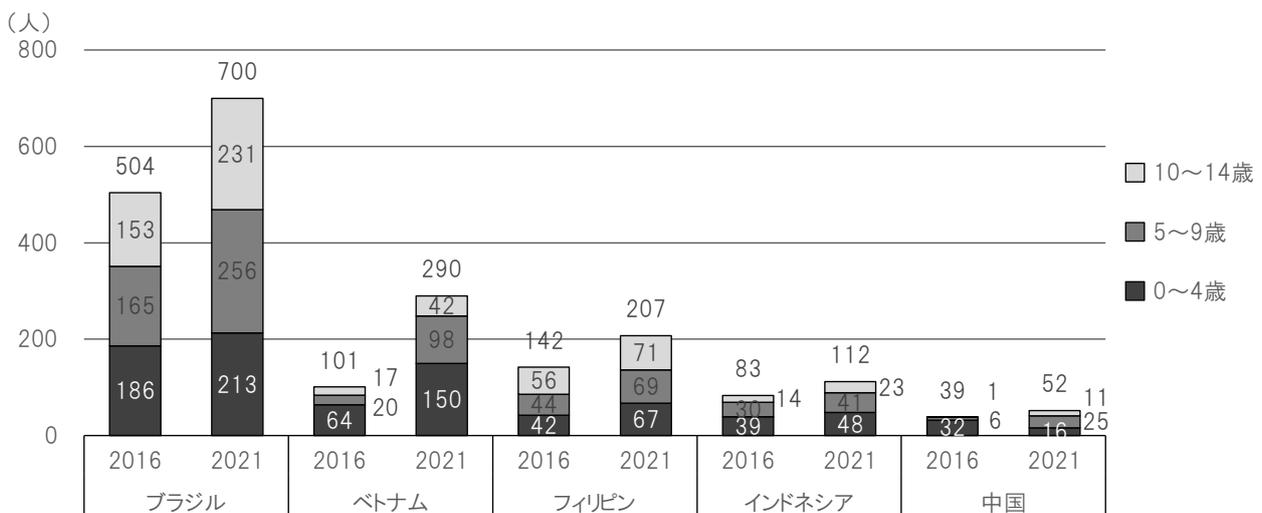
（出所）西尾市 企業アンケート（2020年）
回答数 96 件

③ 外国人の子どもの動向

■外国人の子どもはブラジル国籍が多く、0～4歳においてベトナム国籍が増加

外国人市民の子ども（0～14歳）の動向をみると、ブラジルが多く700人となっています。ブラジル、フィリピンで0～4歳、5～9歳、10～14歳それぞれ同等の人数となっており、ベトナムは0～4歳が増加しています。

図表 7 西尾市 0～4、5～9、10～14歳の外国人市民数（国籍別、2016／2021年比較）



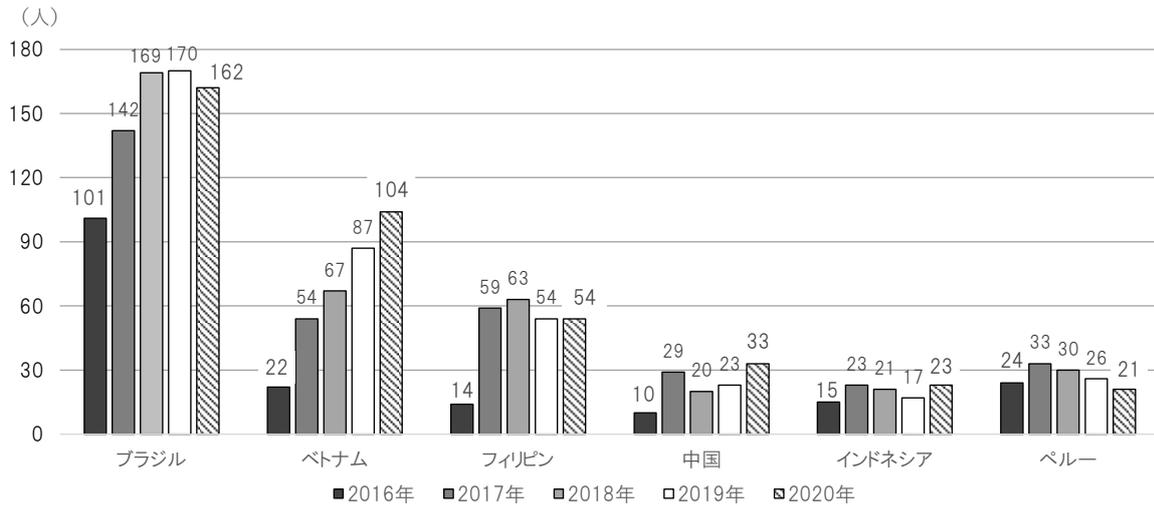
（出所）西尾市 市民課

2. 西尾市の多文化共生に関する現状及び国における動向

■ 外国にルーツを持つ園児の増加

西尾市内の保育園・幼稚園・認定こども園において受入れている外国にルーツを持つ園児は増加しており、ベトナムが2016年から2020年にかけて5倍と急増しています。

図表 8 西尾市 保育園・幼稚園等における外国にルーツを持つ園児数（国籍別）

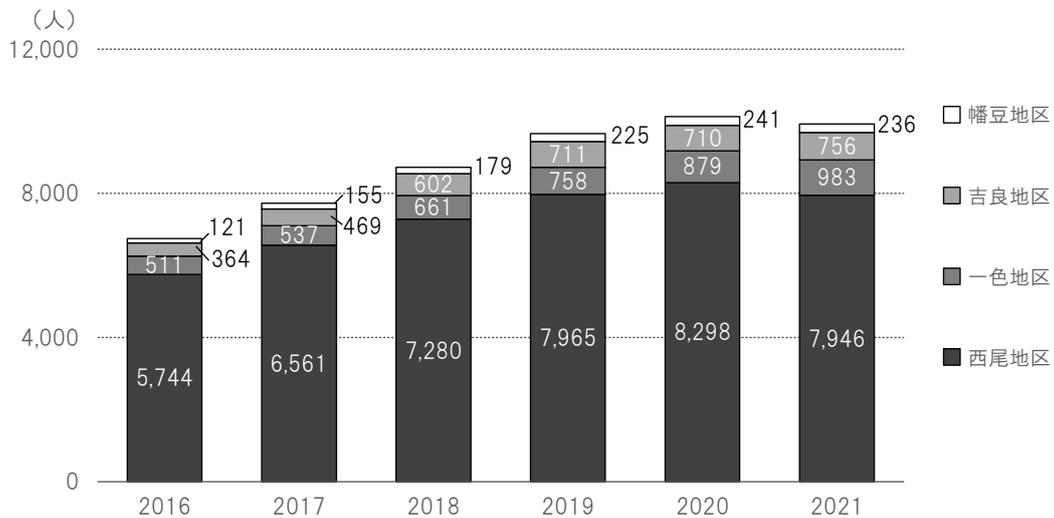


(出所)西尾市 保育課

④ 地域別の動向

地域別の外国人市民数は、西尾地区が多くなっています。新型コロナウイルス感染症の影響のあった2021年を除き、どの地区も増加傾向にあります。2021年の各地区の人口比率は、西尾地区6.9%、一色地区4.3%、吉良地区3.4%、幡豆地区2.1%で、人口比率においても西尾地区が多くなっています。

図表 9 地区別外国人市民数の推移



(出所)西尾市 市民課

(2) 国における動向

① 総務省「地域における多文化共生プラン」の改訂

地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定された「地域における多文化共生推進プラン」が2020年9月に改訂されました。

多文化共生施策を推進する今日的意義として、『多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築』、『外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献』、『地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保』、『受入環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現』が示されています。

② 「日本語教育推進法」の成立

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育推進法」が、2019年6月に成立しました。基本理念として、『外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保』、『日本語教育の水準の維持向上』、『関連施策等との有機的な連携』、『幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性』等が示されています。

③ 出入国管理及び難民認定法の改正(「特定技能」の創設)

在留資格「特定技能」の創出、出入国在留管理庁の設置等を含む、入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、2019年4月に施行されました。

特定技能1号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格として創設され、特定技能2号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格として創設されました。

特定技能1号は、通算で上限5年までの在留期間で家族の帯同は認められていませんが、特定技能2号は、在留期間の更新が可能となる他、家族の帯同が認められています。

3. 基本的な考え方

(1) 基本理念

多様性を豊かさに みんなで創る にしおの未来

多様な価値観や文化の違いを豊かさとして活かし、誰もが互いに認め合い・尊重し合う多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。

外国人市民も日本人市民も地域社会を構成する一員として、誰もが、持っている意欲・個性・能力を発揮することで、ともに西尾の未来を創っていきます。

(2) 基本指針

基本理念を実現するために、次の5つの基本指針を掲げます。

基本指針1:誰もが活躍できる

多文化共生等の活動に参加する市民や、町内会等の地域活動に参加する外国人市民を増やす取組を進め、誰もが活躍できる地域社会をつくれます。

基本指針2:子どもの学び・育ちを応援する

安心して子育てができる環境や、外国にルーツを持つ子どもへの日本語初期指導等の教育における取組を充実し、子どもの学び・育ちを応援します。

基本指針3:災害や病気等から命を守る

防災に取り組む外国人市民を増やすとともに、外国人市民が障害や病気など健康に対して不安を感じない環境を整え、災害や病気等から命を守ります。

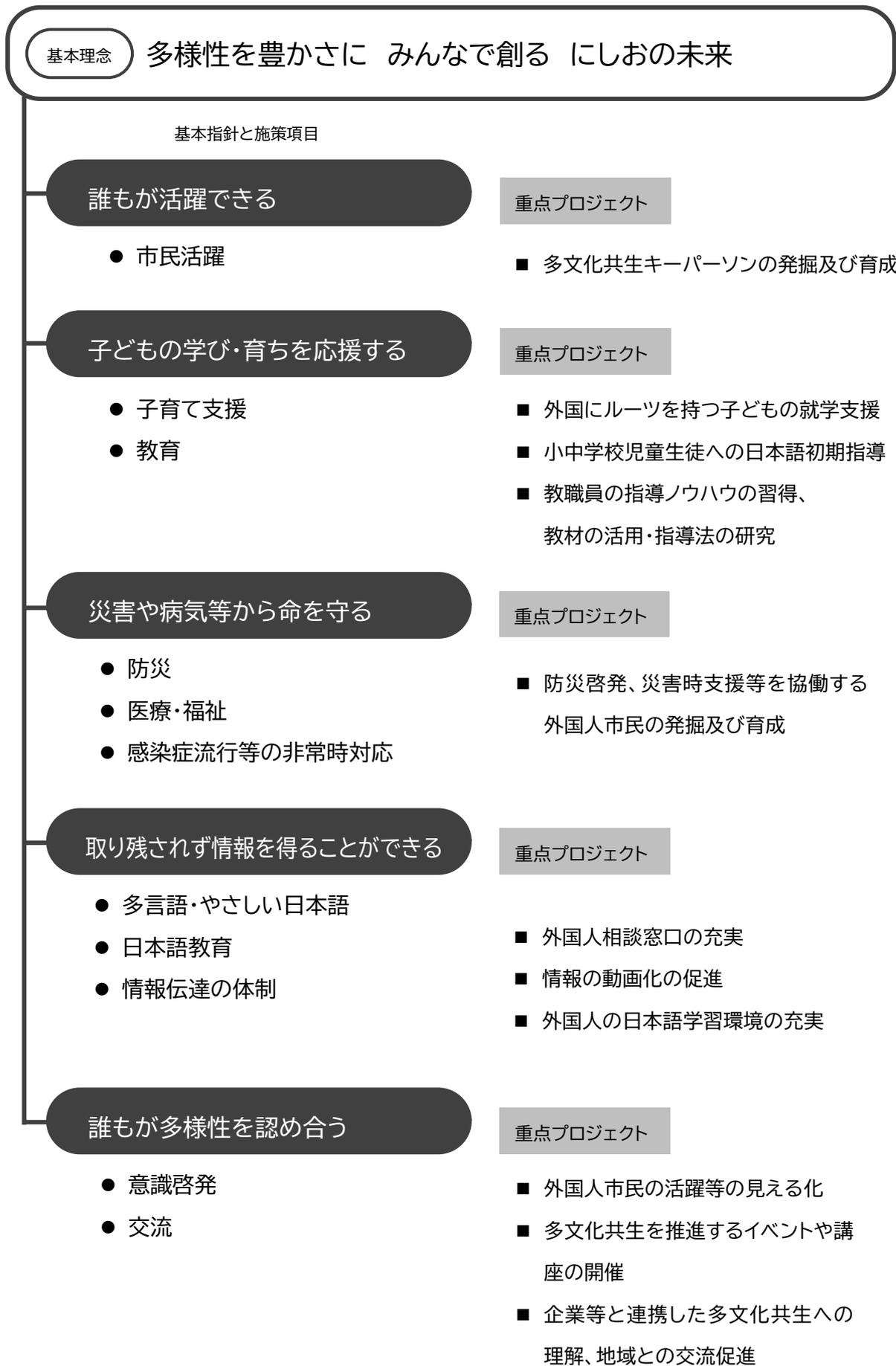
基本指針4:取り残されず情報を得ることができる

外国人市民において必要な情報の提供と、日本語学習の環境を整え、誰もが取り残されず情報を得ることができるようにします。

基本指針5:誰もが多様性を認め合う

多文化共生に対する意識を持つ市民を増やす取組を進めるとともに、互いの文化を理解し合う機会をつくることで、誰もが多様性を認め合う地域社会をつくれます。

(3) 施策体系



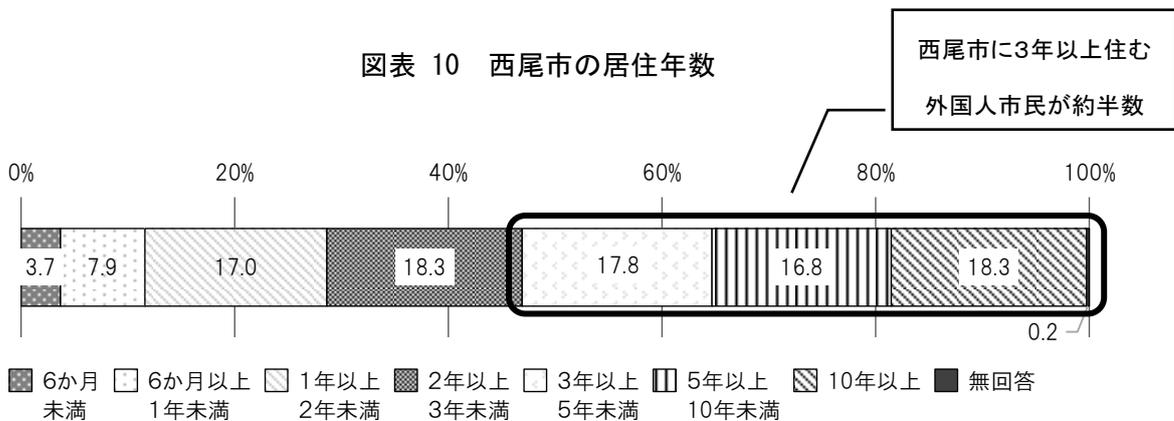
4. 施策内容

4-1. 誰もが活躍できる

(1) 現状と課題

① 多文化共生に向けて協力できると考えている外国人市民がいる

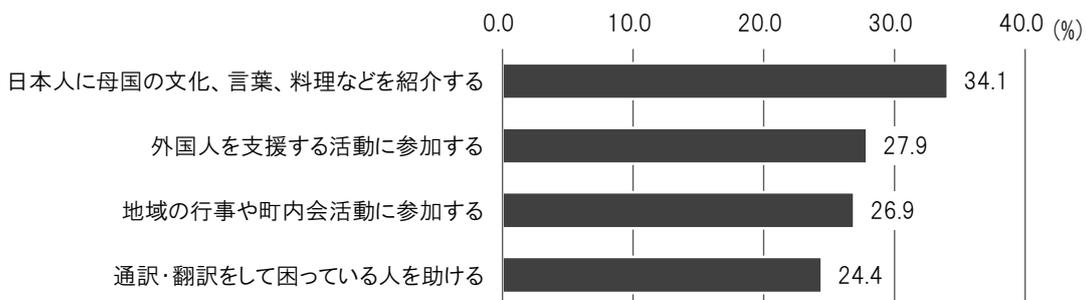
外国人市民アンケートにおいては、西尾市に3年以上住む外国人市民が約半数となっています。また、2割弱が10年以上西尾市に住んでいる人です。



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405 件

外国人市民アンケートにおいて、「外国人市民として会議などで発言・提案したい人、外国人市民と日本人市民との交流事業などに参加したい人」を募ったところ、187人(アンケート回答者405人の46.2%)から回答を得ました。また、外国人市民が今後やってみたいこととして、「外国人を支援する活動に参加する」(27.9%)、「地域の行事や町内会活動に参加する」(26.9%)などがあげられました。

図表 11 今後やってみたいこと(外国人市民アンケート)



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405 件、今後やってみたいことから社会貢献関連分を抽出

外国人市民への聞き取り調査においても、同じ出身国・地域の外国人を支援する活動や、母国文化の発信等への活動意向が多く聞かれました。

西尾市又は日本に長く住む外国人市民が増えており、日本での生活を理解して周りの人の手助けをしたいと思う外国人市民がいます。

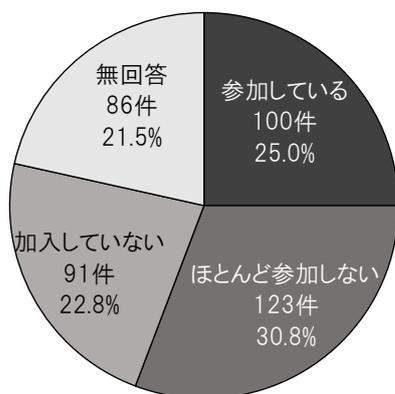
② いろいろな場面で、外国人市民の活躍がはじまっている

市内には、国際交流協会、NPO法人、ボランティア団体、町内会などがあり、外国人市民が活躍しています。

例えば、市内にある 400 の町内会の中で、外国人市民が参加している町内会は 100 あり、既に外国人の役員がいる町内会は 21 あります。また、外国人に地域活動に積極的に参加してほしいと考える町内会は 252 あります。

外国人市民の活躍について、市民に情報を届け、活動したい人・活動できる人を具体的な活動に結び付けていく仕組みをつくることが求められています。

図表 12 町内会への参加状況



(出所)町内会アンケート(2021) 回答数 400 件

図表 13 外国人に関する町内会の事例

外国人役員の登用	21
回覧文や規約などの翻訳	20
外国人会員による通訳	40
その他	23
無し	233
無回答	80

コラム 町内会での外国人市民の活躍

- 町内会長である A さん(ブラジル)。2003 年来日、途中 8 年程帰国後、再度来日し、西尾市に在住し、2017 年から西尾市内の公営住宅に住む。自治会長とも連携し、日本語勉強のための集会所の利用等の取組に務めている。
- 自治会の班長である B さん(ペルー)。西尾市在住 20 年以上。現在も地域の防災訓練、掃除等にも参加している。

(2) 目標

- 多文化共生等の活動で活躍する市民が増える
- 町内会に参加する外国人市民が増える

指標	現状値(2021年度)	目標値(2026年度)
多文化共生キーパーソンの登録者数	—	20名
外国人が町内会活動に参加している町内会	25.0%	35.0%

(3) 施策

① 市民活躍

外国人市民、日本人市民ともに、助け合いや多文化共生を支える活動が広がっていくように、新たな担い手の発掘・育成を進めながら、支援を求める人と支援者をコーディネートする仕組みづくりを行います。

外国人市民の意見が施策に反映されるように努めるとともに、市公式ウェブサイト等を活用し外国人市民の活躍を多くの市民に紹介します。

地域での活躍を促進するために、町内会・自治会等における外国人市民との協働を支援するとともに、外国人市民に対する町内会・自治会等への参画を働きかけます。

主な取組内容	担当課
多文化共生キーパーソンの発掘と育成	地域つながり課
外国籍住民会議における対話の推進と提言事項の反映	地域つながり課、 秘書広報広聴課
外国人市民の活躍等の見える化(例:広報紙、市公式ウェブサイト、SNS等による発信)	地域つながり課、 秘書広報広聴課
町内会・自治会文書の翻訳支援、自動翻訳機器の貸し出し	地域つながり課
町内会及び企業等の取り組む多文化共生事例の紹介	地域つながり課
外国人市民に対する町内会への加入促進及び町内会に対する多文化共生への啓発	地域つながり課

(4) 重点プロジェクト

■ 多文化共生キーパーソンの発掘及び育成

多様化する言葉の壁や文化的な違いなどをつなぐ架け橋となる存在。外国人市民の中にある「支援される側」から「支援する側」になる意欲・個性・能力を発揮し、外国人市民も重要な地域社会の一員として、多文化共生の担い手として活躍する環境を整えます。

多文化共生キーパーソンを発掘し、人材プラットフォームに登録してもらうことで、支援を必要とする人とのマッチングをします。また、人材プラットフォームの登録者に対し、支援内容等でのグループ活動を支援し、その育成に取り組みます（例：言語通訳、母語教育、料理教室、文化紹介、防災リーダーなど）。

コラム 西尾市の取組 外国籍住民会議

2009年から、外国人市民の市政参画を推進するとともに、共生施策の強化を図ることを目的として設置しています。各回のテーマについて話し合い、施策につなげています。（例：世界の料理教室、情報の動画化等）



4-2. 子どもの学び・育ちを応援する

(1) 現状と課題

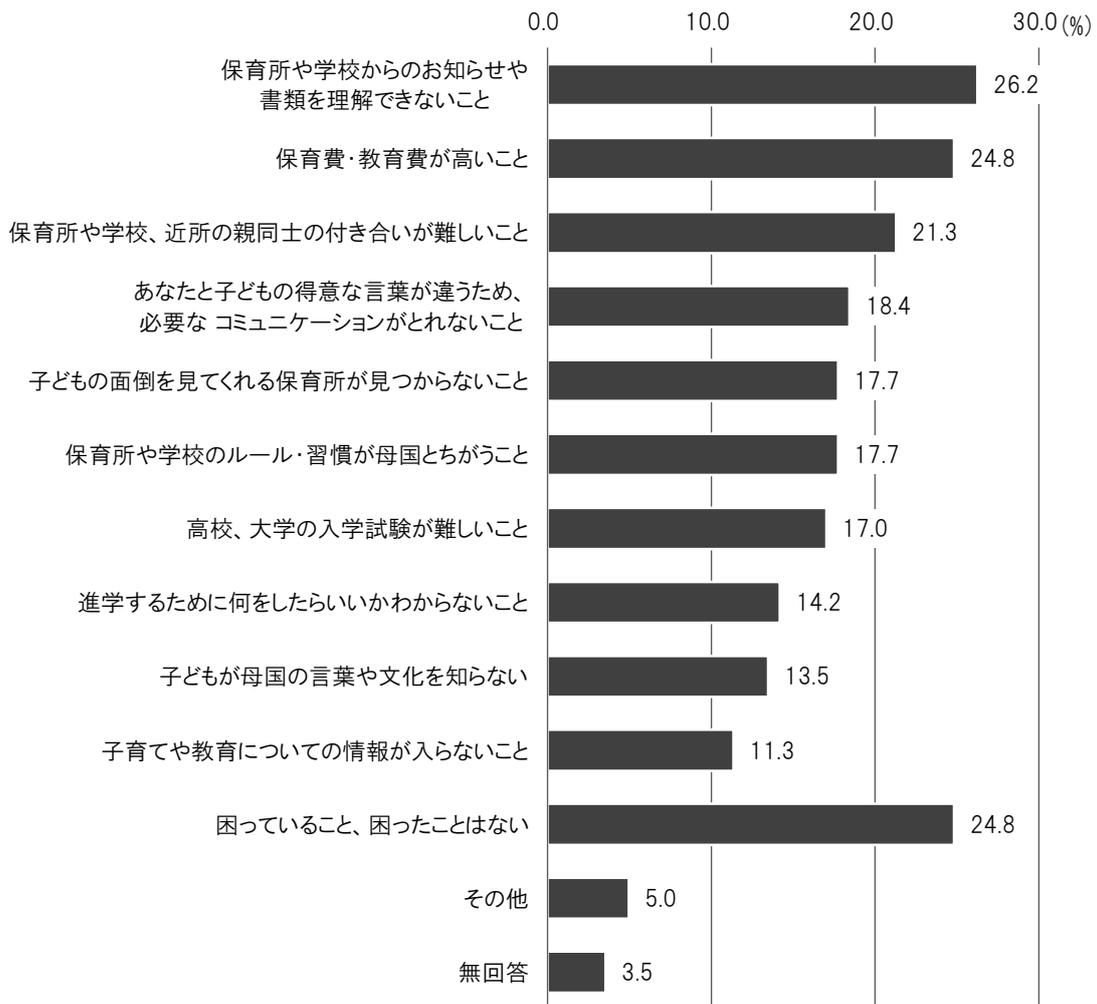
① 外国人市民の保護者は様々な困りごとがある

外国人市民アンケート調査によると、子どもがいる約7割の保護者は何らかの困りごとを抱えています。アンケート結果で多い順に「書類の理解」「保育費・教育費」「親同士の付き合い」「子どもとのコミュニケーション」「保育所の入園」「保育所や学校のルール・習慣」などが回答されています。

外国人市民の保護者の様々な困りごとに対応する子育て支援に取り組み、安心して子育てができる環境をつくることが求められています。

図表 14 子育てや教育で困っていること・困ったこと（外国人市民アンケート）

「子どもがいる」と回答した者 回答数 141 件、回答率 1 割以上の項目のみ



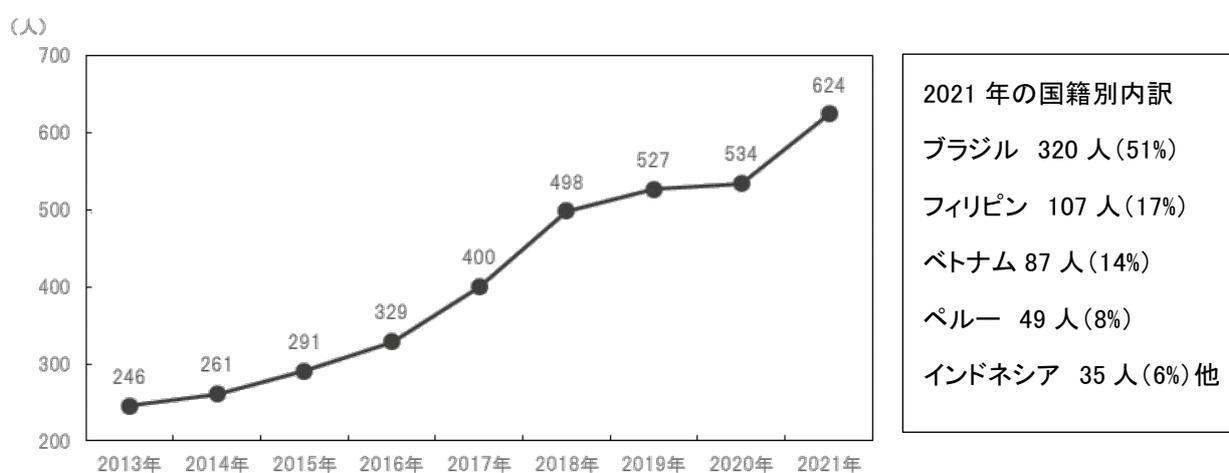
(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 141 件(「子どもがいる」と回答した者のみ)

② 日本語指導が必要な子どもの増加

外国にルーツを持つ児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は、2021年が624人で、8年前に比べて2.5倍と急増しています。ブラジル国籍が半数程度を占めていますが、フィリピン、ベトナム、ペルー、インドネシアの国籍も増えてきています。

日本語や日本の生活に慣れるための支援をはじめ、多様な背景を持つ児童生徒の状況に応じた教育が必要です。

図表 15 市内の小・中学校に通う日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(出所)西尾市 学校教育課

コラム 西尾市の取組 保育園での通訳等の対応

1999年から保育課でポルトガル語通訳を配置し、入園手続きや個別懇談会の通訳、保育園での配布物の翻訳等を行っています。

現在2名の通訳が交代で、週2日ずつ園に出向いています。また、自動翻訳機も保育園に配備しています。



4. 施策の内容

4-2. 子どもの学び・育ちを応援する

(2) 目標

- 安心して子育てができる環境をつくる
- 外国にルーツを持つ子どもへの日本語初期指導を充実する

指標	現状値（2021年度）	目標値（2026年度）
子育てや教育で困っていることはない外国人市民	24.8%（2020年度）	40.0%
日本語教育指導支援員数	10名	16名

(3) 施策

① 子育て支援

子育て支援について、多言語表記・通訳等を通じた情報提供、子育ての仲間づくり、各種相談、母国文化・母語理解への支援などに取り組みます。なお、健康診査や予防接種などに参加しない家庭については、個別に状況を確認するなどフォローアップを行います。

主な取組内容	担当課
子育て施設における外国人市民対応の充実	家庭児童支援課 子育て支援課
子育てに関する情報の周知・各種相談対応の充実	家庭児童支援課 子育て支援課
健康診査の利用促進（不参加者へのフォローアップ、予防接種状況等をふまえた訪問調査）	健康課
園父母の会、子ども会、PTAへの参加促進	保育課 学校教育課
保育参加・保育参観、個人懇談等を通じた保護者とのコミュニケーションや保護者間の交流の充実	保育課 学校教育課
説明会・個人懇談等における多言語対応	保育課 学校教育課
母国文化・母語理解への支援（多文化ルーム KIBOU の活動支援）	学校教育課
外国人市民による子どもへの母国文化活動等への支援	地域つながり課

② 教育

来日直後の子どもの生活や学習の橋渡し、外国にルーツを持つ子どもへのきめ細やかな教育、困難を抱える子どもへの支援、進学支援・キャリア教育の推進など、それぞれの児童・生徒の状況に応じた教育に取り組みます。

主な取組内容	担当課
外国にルーツを持つ子どもの就学支援(多文化ルーム KIBOU)	学校教育課
小中学校児童生徒への日本語初期指導(日本語初期指導教室カラフル)	学校教育課
通級や日本語教育指導支援員の巡回などきめ細やかな学習支援	学校教育課
教職員の指導ノウハウの習得、教材の活用・指導法の研究	学校教育課
未就園児童へのプレスクール開催、就学案内の全児童の世帯への配布の徹底、就学説明会の多言語対応などの的確な就学準備	学校教育課
放課後学習支援(サポートスクール)の充実	学校教育課
総合的な学習の時間・道徳など教科・特別活動・学級運営を通じた多文化理解の促進	学校教育課
進学・進路指導の充実(ロールモデル情報、高校進学ガイダンス等)	学校教育課
日本語初期指導教室カラフル及び多文化ルーム KIBOU で学んだ生徒による多文化共生ボランティア活動の支援	学校教育課

コラム 西尾市の取組 外国籍の子どものための「進路説明会」

中学卒業後の進学説明を、やさしい日本語に加え、7言語(ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、中国語、英語)で開催しています。



(4) 重点プロジェクト

■ 外国にルーツを持つ子どもの就学支援（多文化ルーム KIBOU）

多文化ルーム K I B O U において、不就園、不就学、過年齢、小・中学生、5歳児を対象としたプレスクール、5歳児とその保護者を対象とした親子プレスクールなど多様なクラスで、外国にルーツを持つ子どもの学習や就学を支援します。

母語を学び、母語によって学習する機会や母国文化に触れる機会づくりに取り組み、アイデンティティをはぐくみ、親子のコミュニケーションの促進などを図ります。

■ 小中学校児童生徒への日本語初期指導（日本語初期指導教室カラフル）

来日したばかりの小中学校児童生徒を対象に、学校生活に必要な基本的生活習慣、日本語指導や教科学習の導入等を行います。

日本語教育指導アドバイザー（リーダー）と日本語教育指導支援員（ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、中国語、英語）を配置し、支援員はカラフルと小中学校を巡回します。

YouTube を利用して、多言語ややさしい日本語で、学校運営、生活上の留意点などの情報発信を行います。

■ 教職員の指導ノウハウの習得、教材の活用・指導法の研究

外国人児童生徒の日本語能力等を把握し、指導・対応方法を検討する評価ツールとして D L A（対話型アセスメント）の活用を維持向上します。また、日本語の習得を通して学校での学習活動に参加するための力を育成する J S L カリキュラムや、表現をやさしく書き換えたライト教科書・教材の活用など、教材の活用や指導法を研究し、その実践に取り組みます。

コラム 西尾市の取組 日本語初期指導教室カラフル

2009 年度から日本語及び日本の学校生活に慣れるための初期指導が必要な児童生徒(小中学校)に対するプレクラスとして、設置されました。

日本語語学指導員の派遣、児童生徒の学習支援や保護者会での通訳、教育委員会、学校から配付される文書の翻訳も行っています。



コラム 西尾市の取組 多文化ルームKIBOU

2008 年度から外国にルーツを持つ子ども(5 歳～18 歳)の就学支援につながる様々な取組をするプレスクールとして、設置されました。

日本語教室、子どもの母語教室、多言語サポート、就学説明会等を行っています。



4-3. 災害や病気等から命を守る

(1) 現状と課題

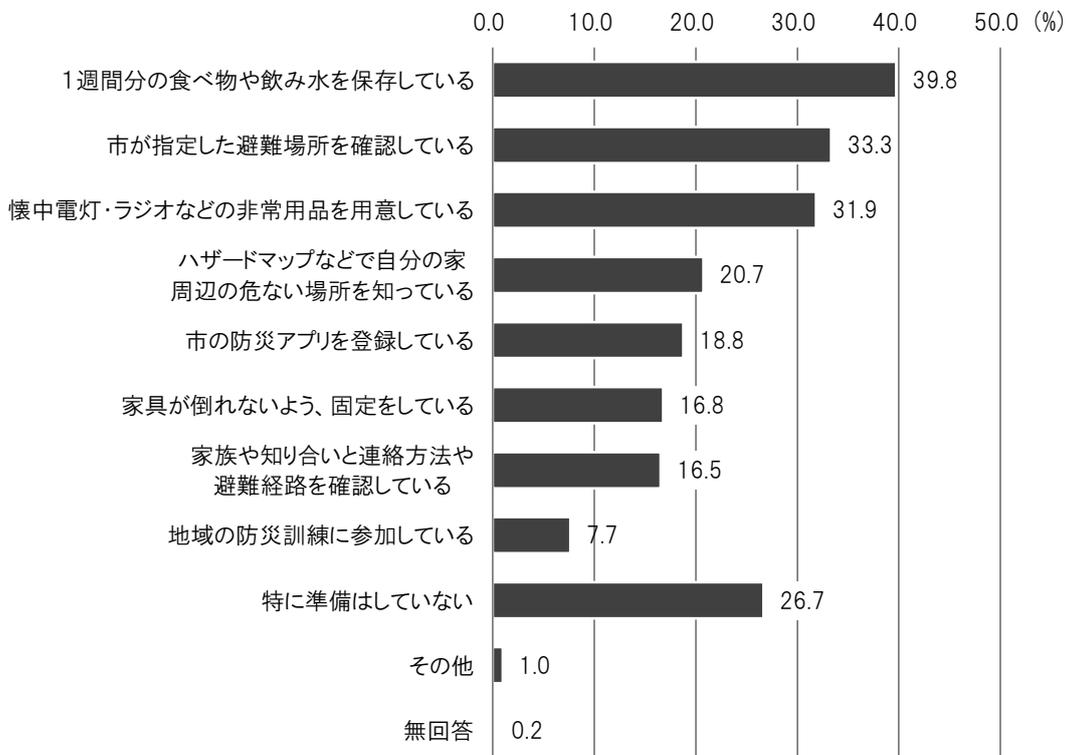
① 西尾市における津波対応への必要性、外国人市民における防災訓練参加の低さ

近年、気象災害が激甚化しているとともに、この地域では大規模な南海トラフ地震が予想されていることから、地震、津波、洪水、土砂災害等の様々な災害を想定し、市民一人ひとりにおけるより一層の防災対策への取組が求められています。

外国人市民アンケートによると、災害（地震、台風、津波など）に対して「特に準備はしていない」は26.7%で、ブラジル国籍では約半数が特に準備はしていないと回答しています。また、地域の防災訓練への参加状況は、日本人市民アンケートでは68.6%が参加したことがあるのに対し、外国人市民では7.7%と大幅に参加率が低くなっています。

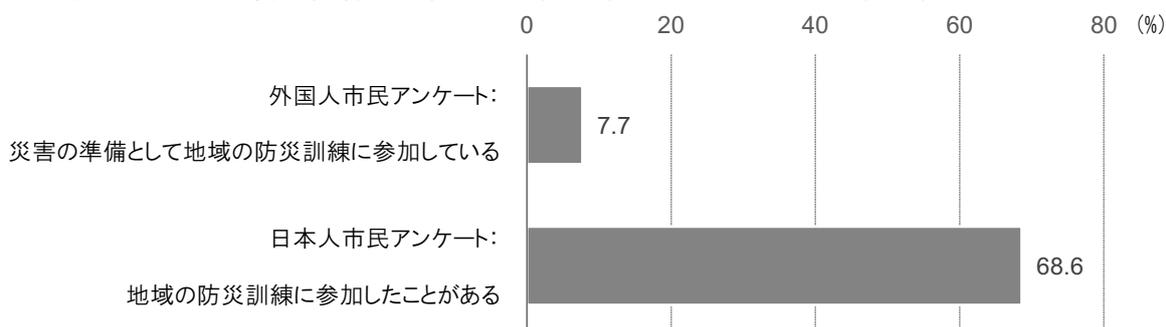
外国人市民における災害への準備、防災への取組を進めることが必要です。災害に対する危機意識は国籍によって様々であり、母国及び日本の災害の知識を持つ同郷の人からの啓発が効果的と考えます。

図表 16 災害（地震、台風、津波など）に対する準備（外国人市民アンケート）



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405件

図表 17 地域の防災訓練への参加（外国人市民アンケート、日本人市民アンケート）



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405 件、西尾市日本人市民アンケート(2020年) 回答数 1,051 件

② 災害、健康に関して不安を感じている

外国人市民アンケートによると、外国人市民が現在不安を感じていることについて、「日本語のコミュニケーションに関すること」に次いで、「地震や台風など災害に関すること」(26.2%)、「障害や病気など、健康に関すること」(21.0%)の順で多くなっています。(p 31 図表 19 参照)

災害、健康等の命にかかわることは、外国人市民においても不安を感じており、日本人と同様の支援が受けられる体制づくりが求められています。

③ 新型コロナウイルス感染症流行における影響

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、外国人市民の雇用や暮らし等に様々な影響を及ぼしています。雇止め等により働く場を失う人や、技能実習生等において帰国が困難になったり、日本語学習の機会や相談する機会等を失ったりする人もいます。

また、感染症に関する情報、予防するための情報、生活困窮に陥った際の支援情報等、関連する様々な情報について、外国人市民に伝達できていなかったり、理解できていなかったりという課題及び、誤った情報が伝わってしまう課題も発生しています。それらに関する正しい情報を、適切な方法で伝達することが求められています。

4. 施策の内容

4-3. 災害や病気等から命を守る

(2) 目標

- 防災に取り組む外国人市民が増える
- 障害や病気など健康に対して不安を感じる外国人市民が減る

指標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2026 年度)
地域の防災訓練へ参加している外国人市民	7.7% (2020 年度)	15.0%
あいち医療通訳システムの登録病院数 (未公開含む)	3 件	6 件

(3) 施策

① 防災

災害において支援者となれる外国人市民を育成し、外国人市民への防災啓発、防災情報の周知、地域の防災訓練への参加促進を行います。また、災害発生時における、多言語による支援体制、避難所の多文化対応を整えます。

主な取組内容	担当課
防災啓発、災害時支援等を協働する外国人市民の発掘及び育成	地域つながり課 危機管理課
多様なツール(アプリ、SNS、動画、多言語ハザードマップ等)を活用した防災に関する情報周知	危機管理課 河川港湾課 地域つながり課
外国人市民の地域の防災訓練への参加の促進	危機管理課
外国人市民向け防災啓発(セミナー開催等)の実施	地域つながり課 危機管理課
災害多言語支援センターにおける支援体制整備	地域つながり課 危機管理課
避難所における多文化に対応するためのツール(コミュニケーション支援ボード等)の充実	危機管理課
災害発生時・緊急時の情報伝達体制の整備	地域つながり課 危機管理課

② 医療、福祉

多言語対応を行う医療機関等の情報提供を行うとともに、あいち医療通訳システムの活用等により安心して医療機関を受診できる環境を整えます。また、外国人市民における介護等の課題を把握し、対応を検討します。

主な取組内容	担当課
多言語対応可能な医療機関等の情報提供	地域つながり課
あいち医療通訳システムの活用	地域つながり課 市民病院医事課 健康課
市民病院における通訳対応	市民病院医事課
緊急時(119番通報受付、救急隊)での多言語対応の促進	消防本部指令課
介護支援のニーズの実態把握、対応策の検討	長寿課

③ 感染症流行等の非常時対応

感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整えます。また、感染症流行時や経済停滞等の非常時における失業者への雇用支援及び生活支援を行います。

主な取組内容	担当課
感染症予防・対策の多言語情報提供・周知、相談対応	健康課
感染症流行・経済停滞等の非常時における失業者に対する雇用支援及び生活支援	商工振興課 福祉課

コラム 西尾市の取組 市民病院での外国人市民対応

2018年度から市民病院でのポルトガル語通訳を配置しています。

受付・問診・検査・投薬・診療結果及び指導等に自動翻訳機を使用するとともに、受付で多言語(12言語)シートを活用しています。



4. 施策の内容

4-3. 災害や病気等から命を守る

(4) 重点プロジェクト

■ 防災啓発、災害時支援等を協働する外国人市民の発掘及び育成

防災等の知識や技術を習得し、平時では同郷の外国人市民を中心に防災啓発を実施し、災害時には支援者となれる人材（多文化防災サポーター（仮称））を発掘及び育成します。

モデル地区等における防災訓練、自主防災活動への外国人市民の参加を促進します。

また、多文化防災サポーター（仮称）と協働で、災害時の多言語での情報発信、避難所巡回、外国人被災者等からの相談の対応等を行っていきます。

コラム 西尾市の取組 緊急時(119番通報受付)での多言語対応

2020年度から119番通報時における6言語（ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、英語、中国語、韓国語）に対応した3者間同時通訳を24時間活用し、迅速な救急体制を整備しています。2022年度からは新たに20言語に拡大予定。出動した救急隊は多言語翻訳アプリを活用し、多言語対応をします。



4-4. 取り残されず情報を得ることができる

(1) 現状と課題

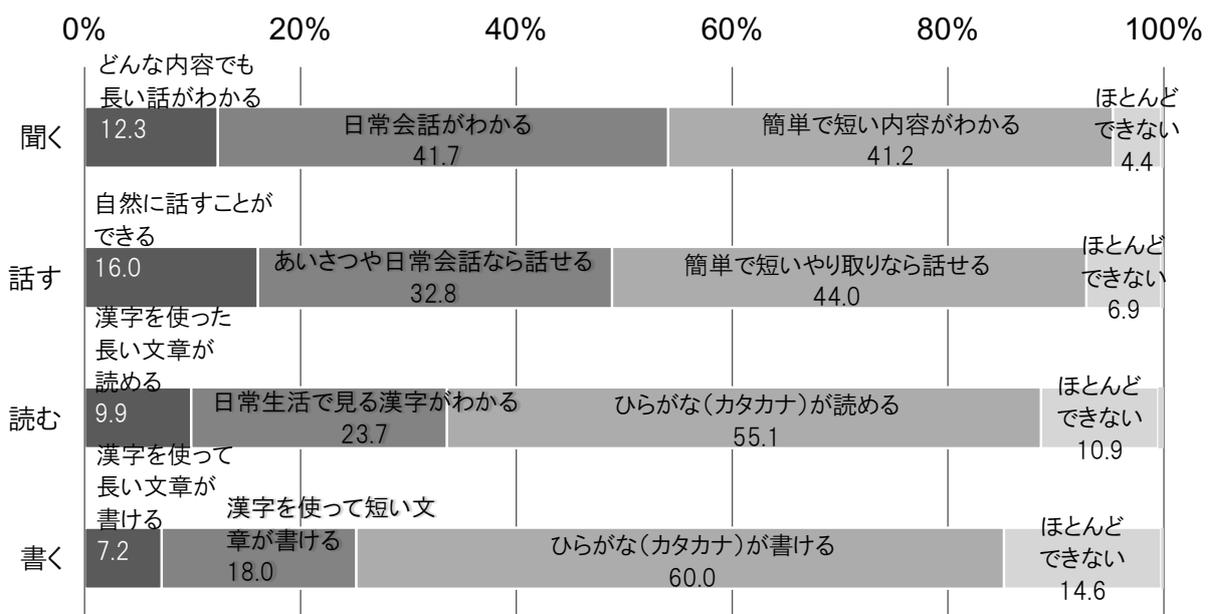
① 多文化共生の取組等への認知度の低さ、日本語を「読む」より「聞く」方がわかる

西尾市では、多言語対応を中心として多文化共生に関する取組や活動を行っていますが、外国人市民アンケート及び日本人市民アンケートによると、通訳や窓口以外のサービスについて認知度があまり高くありません。外国人市民や多文化共生の活動に取り組む日本人市民に、必要な情報が届くようにする必要があります。

外国人市民に生活に必要な情報の取得方法を聞いたところ、「インターネット・SNS」(56.5%)、「同じ国籍の友だち・知り合い」(52.6%)が多くなっていることから、情報提供・発信の方法においては、SNS コミュニティ、市内の外国人グループやキーパーソンを媒介する等により、外国人市民にきちんと情報を届けることが求められています。

また、外国人市民に日本語能力を聞いたところ、「聞く」においては、日常会話がわかる・話せる以上の方が 54.0%いるのに対し、「読む」においては、日常生活で見る漢字がわかる以上の人は 33.6%に留まっています。日本語を読むことより、聞く方が理解できることから、動画等を活用した情報周知が効果的であると考えられます。

図表 18 西尾市の外国人市民の日本語能力（外国人市民アンケート）



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405 件

4. 施策の内容

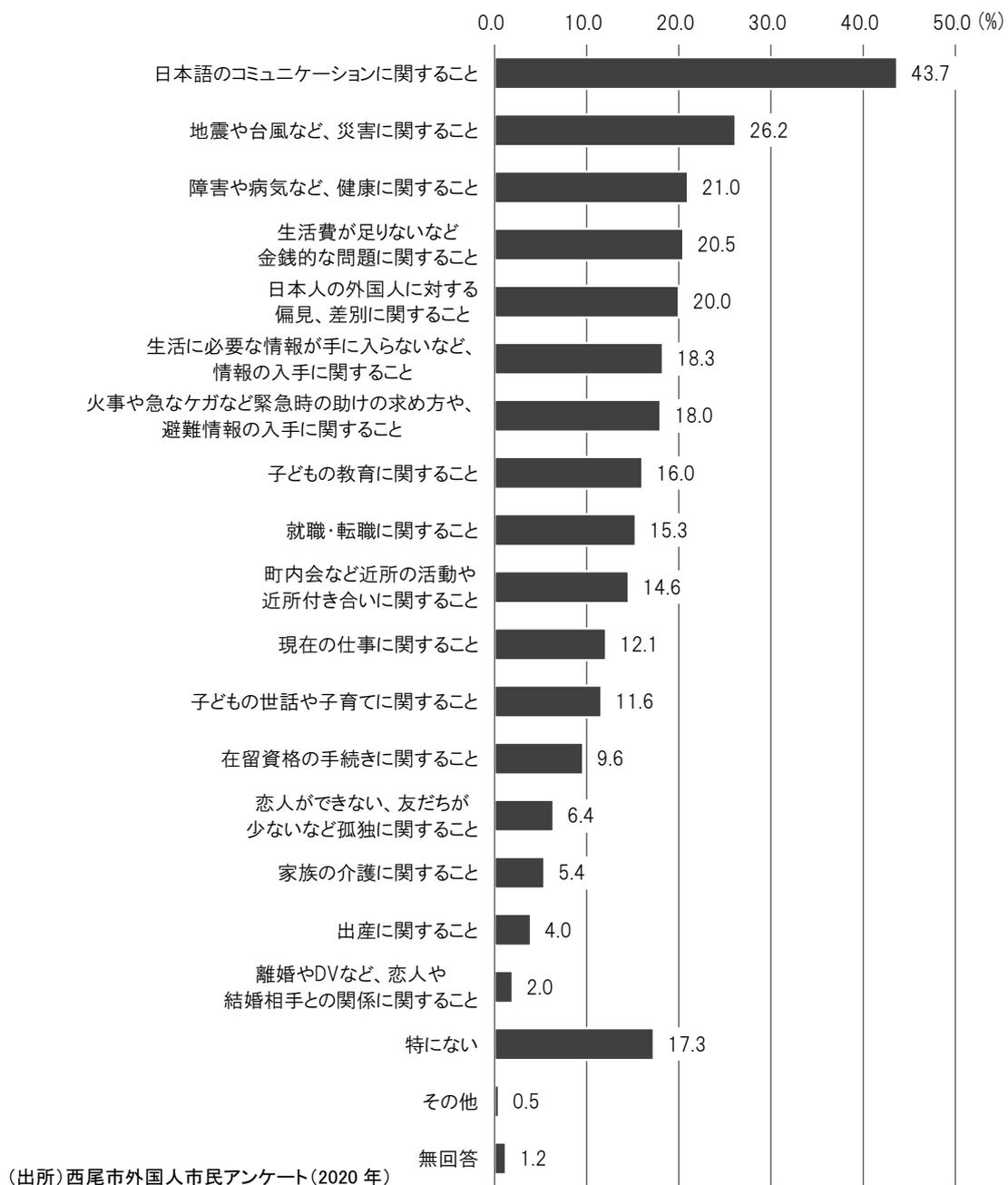
4-4.取り残されず情報を得ることができる

② 外国人市民は日本語のコミュニケーションに最も不安を感じている

外国人市民アンケートによると、外国人市民が現在不安を感じていることについて、「日本語のコミュニケーションに関すること」(43.7%)が最も高くなっています。

外国人市民とコミュニケーションが取れるよう、多言語化を進めるとともに、外国人市民が日本語を学べる環境を整えることが必要です。併せて、日本人市民におけるやさしい日本語への理解も進めていくことが求められています。

図表 19 外国人市民が不安を感じていること（外国人市民アンケート）



(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年)

回答数 405 件

(2) 目標

- 外国人市民が必要な情報を得ることができる
- 日本語学習の環境が整う

指標	現状値(2021年度)	目標値(2026年度)
外国人市民向け YouTube チャンネル登録者数	—	300人
日本語能力に関する資格取得の年間支援者数	—	100人

(3) 施策

① 多言語・やさしい日本語

外国人相談窓口を中心に、多言語での行政情報や生活情報の提供を充実します。ICT等も活用し窓口等における円滑な行政対応を進めます。また、やさしい日本語について、行政で積極的に活用するとともに、市民への普及・啓発を行います。

主な取組内容	担当課
外国人相談窓口における多言語情報提供	地域つながり課
SNS等を活用した多言語情報発信	地域つながり課
情報の動画化の促進	地域つながり課
公共サイン等におけるインクルーシブデザインの導入	全ての課
行政文章・申請書の多言語化、ICT 通訳・翻訳機器等を活用した窓口対応	全ての課
やさしい日本語の活用・啓発	全ての課

コラム 西尾市の取組 やさしい日本語の普及

2015年度から職員向けやさしい日本語研修を実施しています。
西尾市国際交流協会では、市民向けのやさしい日本語講座を実施しています。

※やさしい日本語: 普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。



4. 施策の内容

4-4. 取り残されず情報を得ることができる

② 日本語教育

日本語教育推進法に基づき、外国人市民の日本語学習環境の充実に努めます。地域の日本語教室の実態を把握するとともに、設立を支援します。

主な取組内容	担当課
日本語教室の開催支援	地域つながり課
日本語能力に関する資格取得等への支援	地域つながり課
小中学校児童生徒への日本語初期指導	学校教育課
外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト(愛知県主催)への参加促進	地域つながり課 学校教育課

③ 情報伝達の体制

多文化共生キーパーソン、企業等、外国人市民と繋がる様々な機関等と連携した情報伝達体制を整えます。外国人市民との連携促進におき、外国人コミュニティの組織化を支援します。

主な取組内容	担当課
外国人市民と繋がるキーパーソン・団体を介する情報発信・収集の仕組みづくり	地域つながり課
外国人雇用企業、派遣会社、監理団体等と連携した情報伝達の促進	地域つながり課 商工振興課

(4) 重点プロジェクト

■ 外国人相談窓口の充実

ベトナム語、ポルトガル語の相談員各 1 名が窓口相談を行うとともに、多言語テレビ電話通訳（13 言語）及び自動翻訳機等を活用し、多言語での外国人相談窓口の対応を行います。

インターネット、SNS 等を活用した多言語での情報発信を行います。

■ 情報の動画化の促進

文章による案内の理解が困難な外国人に対して、動画による案内を充実します。外国人向け動画（生活オリエンテーション等）のプラットフォームとして YouTube チャンネルを開設し、SNS 等と連動した動画の効果的な活用を行うとともに、QR コード等を紙文章にも貼付し、通知書等との連動を図っていきます。

■ 外国人の日本語学習環境の充実

西尾市で安心して生活し、就労できるための日本語学習環境を充実させます。

地域の日本語教室の開催の他、日本語能力に関する資格取得の支援等を行い、外国人市民の学習意欲を最大限支援します。

4. 施策の内容

4-4.取り残されず情報を得ることができる

コラム 西尾市の取組 外国人相談窓口

2020 年度から、外国人市民が生活に関する情報や相談場所に適切・迅速に到達できるよう、多言語で情報提供や相談を行うワンストップ型の「外国人相談窓口」を設置しています。ポルトガル語、ベトナム語の相談員及びテレビ電話通訳等があります。



コラム 西尾市の取組 多言語化された情報紙、ICT を活用した情報発信

多言語化や ICT 活用による情報発信を行っています。

- ・ 「やさしい日本語」「ポルトガル語」「ベトナム語」の情報紙(毎月発行)
- ・ 転入時における多言語ガイドブック(6 言語)、ごみの出し方(4 言語)等の配布
- ・ ICT 自動翻訳機能を活用した多言語対応(市公式ウェブサイト、広報にしお、防災アプリ等)
- ・ SNS(Facebook)、さんあ〜る(ごみ分別アプリ)等の配信
- ・ 自動翻訳機の活用



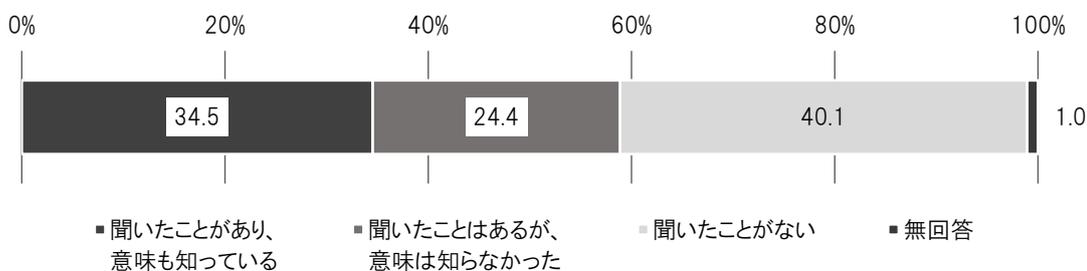
4-5. 誰もが多様性を認め合う

(1) 現状と課題

① 多文化共生の意味を理解している日本人市民が3分の1程度

日本人市民アンケートによると、多文化共生の言葉の「意味も知っている」人は3分の1程度となっています。日本人市民において多文化共生 “互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと” への意識を高めていく必要があります。

図表 20 多文化共生の言葉の認知（日本人市民アンケート）



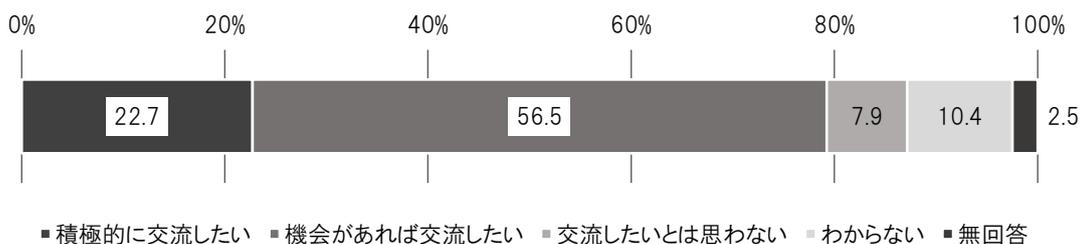
(出所)西尾市日本人市民アンケート(2020年) 回答数 1,051 件

② 外国人市民は日本人との交流を希望している

外国人市民アンケートによると、外国人市民の日本人との交流意向は約8割となっています。日本人の外国人市民との交流意向については約4割ですが、「30歳未満」と「30～39歳」においては約6割と交流意向が高くなっています。

外国人市民、日本人市民双方とも、交流したい内容として、交流意向のある人の約半数が「文化を知る」と答えています。お互いの文化を知る交流機会が求められています。

図表 21 日本人との交流意向（外国人市民アンケート）

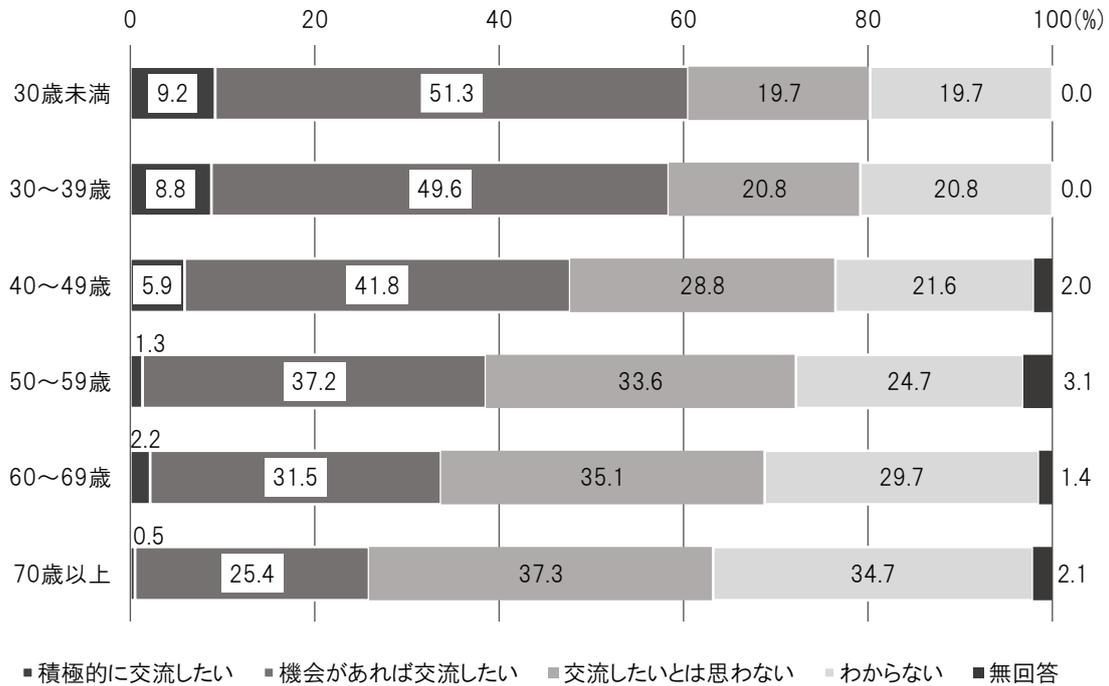


(出所)西尾市外国人市民アンケート(2020年) 回答数 405 件

4. 施策の内容

4-5. 誰もが多様性を認め合う

図表 22 外国人との交流意向（日本人市民アンケート）



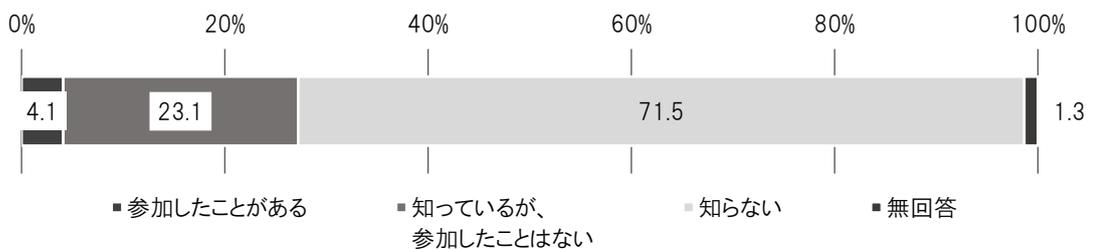
（出所）西尾市日本人市民アンケート（2020年）全体回答数 1,051 件

③ 交流等への参加者が一部に留まっている

1994年に設立し、国際交流活動等を実施している西尾市国際交流協会の認知は日本人市民において27.2%となっており、国際交流協会の事業等に参加したことがある人は4.1%にとどまっています。

交流意向のある日本人と外国人にその機会を提供するために、認知度の向上と、活動の活性化が求められています。

図表 23 西尾市国際交流協会の認知・参加



（出所）西尾市日本人市民アンケート（2020年）回答数 1,051 件

(2) 目標

- 多文化共生に対する意識を持つ日本人市民が増える
- 互いの文化を理解し合う市民が増える

指標	現状値（2021年度）	目標値（2026年度）
「多文化共生」の言葉の認知度	58.9%	70.0%
日本人における外国人との交流意向	39.1%	50.0%

(3) 施策

① 意識啓発

多くの市民において、多文化共生を理解し、外国人の人権を尊重できるよう意識啓発に努めます。学校、企業等の多様な主体との連携や、外国人がもたらす多様性を発信すること等により、多文化共生を理解する機会を広げていきます。

市役所職員における多文化共生への意識を高めます。

主な取組内容	担当課
保育園・幼稚園、小中学校における子どもへの多様性の理解(指導者研修、人権研修、給食等の多国籍メニュー導入)	保育課 学校教育課 教育庶務課 地域つながり課
企業と連携した多文化共生への理解、地域との交流促進	商工振興課
外国人市民の活躍等の見える化（例：市公式ウェブサイト、広報紙での掲載）(再掲)	地域つながり課 秘書広報広聴課
多文化共生をテーマとした出前講座の実施	地域つながり課
市役所職員の多文化共生研修(例：やさしい日本語)の実施	地域つながり課
市役所の新規採用職員研修のプログラムへの多文化共生研修の取り入れ	人事課

4. 施策の内容

4-5. 誰もが多様性を認め合う

② 交流

異なる文化を持つ市民がお互いの文化・習慣を知る機会をつくります。

西尾市国際交流協会、外国人市民グループ、市民団体、企業等とも連携し、外国人市民や若い世代等も含め、多くの市民が参加したくなる交流事業を行います。

主な取組内容	担当課
イベントや講座等への外国人市民の参加促進	生涯学習課 観光文化振興課 スポーツ振興課
企業(商工会等)、仲介事業者等と連携した外国人従業員と地域との交流促進	地域つながり課 商工振興課
外国人市民グループが企画・運営する交流事業の開催支援	地域つながり課
西尾市国際交流協会による交流事業の拡充	地域つながり課

コラム 西尾市の取組 西尾市国際交流協会

西尾市の国際交流活動を推進し、多文化共生のまちづくりの推進を目的として1994年に設立しました。

会員ボランティアを中心に、日本語教室や、交流イベント等を開催しています。

公式ウェブサイト

(<https://nishio-nia.jp/>)



(4) 重点プロジェクト

■ 外国人市民の活躍等の見える化

外国人市民の活躍状況をより多くの市民が知ることができるように、就労、町内会活動、サークル活動、多文化共生キーパーソン活動、助け合いなどにおける活躍の情報を収集し、広報紙、市公式ウェブサイト、SNS等により発信を行います。

また、様々な場面（転入時、保育申込時等）において、外国人市民モニター調査を実施し、外国人市民の実態を把握することで、効果的な意識啓発や交流事業を行います。

■ 多文化共生を推進するイベントや講座の開催

多文化共生に関するイベントや講座を開催することで、多くの市民が多文化共生にふれる機会を創出します。また、外国人市民が主催する母国の文化をテーマにしたイベントや講座の開催を支援します。

■ 企業等と連携した多文化共生への理解、地域との交流促進

外国人を雇用している企業と連携し、従業員への多文化理解を推進するとともに、雇用している外国人従業員への地域活動・交流事業への参加・声かけを依頼することで、地域との交流を促進します。

5. プランの推進に向けて

(1) プランの推進体制(各主体の役割)

プランの推進にあたっては、行政、国際交流協会、市民団体、地域社会、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら、取組を推進していきます。

主体	役割
西尾市	本プランに基づき、外国人市民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。 地域の外国人市民に関わる組織等の把握に努めるとともに、取組・活動の相談や意見交換・協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人市民に関わる組織等との連携・協働を図ります。
西尾市国際交流協会	市民主体の活動を通じて、西尾市民の国際交流活動及び国際理解活動を推進します。 日本語教室や交流事業でのノウハウや情報を蓄積するとともに、西尾市とも連携し、関係する市民団体等とのネットワークの構築、外国人市民も含めて活動する人材の発掘・育成を図ります。
市民団体	外国人市民との繋がりを活かし、公的機関等の連携を図りながら、必要な支援等に結び付けることや、市民同士の交流の推進、多文化共生への理解等の取組が求められています。
地域社会(町内会・自治会)	平常時・緊急時を問わず、公的機関や市民団体等との連携を図りながら、地域ぐるみで外国人市民を支えていくとともに、地域社会の担い手として巻き込んでいくことが求められます。
市民(日本人市民、外国人市民)	日本人市民も外国人市民も、背景となる多様な文化等への理解や、交流、助け合いなど、多文化共生のまちづくりへの参画が求められています。
事業者	外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、日本語の習得、地域社会への適応、安心した生活ができる環境づくりを促進するための取組が求められます。 地域の構成員としての社会的責任として、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

(2) 施策の進行管理

プランを推進するために、地域つながり課が中心となって、担当各課と連携し、計画的に推進していきます。庁内における推進体制として、「(仮称)西尾市多文化共生検討会」を設置し、毎年プランの内容について、進捗状況の確認・推進方策の検討を行います。

プランの最終年度においては、計画期間での進捗状況として、指標による評価を行い、次期計画の策定に繋がります。

市民や関係組織との連携・協働の場として、「(仮称)西尾市多文化共生協議会」を設置し、施策の推進に向けた意見交換や協働の取組を検討するとともに、プランの最終年度において、計画の進捗状況及び実施取組について評価をしてもらい、次期計画に反映します。

基本指針	指標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2026 年度)
1. 誰もが活躍できる	多文化共生キーパーソンの登録者数	—	20 名
	外国人が町内会活動に参加している町内会	25.0%	35.0%
2. 子どもの学び・育ちを応援する	子育てや教育で困っていることはない外国人市民	24.8% (2020 年度)	40.0%
	日本語教育指導支援員数	10 名	16 名
3. 災害や病気等から命を守る	地域の防災訓練へ参加している外国人市民	7.7% (2020 年度)	15.0%
	あいち医療通訳システムの登録病院数 (未公開含む)	3 件	6 件
4. 取り残されず情報を得ることができる	外国人市民向け YouTube チャンネル登録者数	—	300 人
	日本語能力に関する資格取得の年間支援者数	—	100 人
5. 誰もが多様性を認め合う	「多文化共生」の言葉の認知度	58.9% (2020 年度)	70.0%
	日本人における外国人との交流意向	39.1%	50.0%

資料編

(1) 各アンケート調査の概要

プランに掲載されている各アンケート調査の概要は以下のとおりです。

① 外国人市民アンケート

調査対象	外国籍を有する西尾市市民(無作為抽出 1,100 人)
調査方法	郵送調査 ウェブアンケート調査 (回答ページの URL は、地域つながり課 Facebook ページ等にも掲載し、抽出者以外の外国人市民へ周知) なお、調査票は 6 言語(ブラジル語、ベトナム語、タガログ語、中国語、イ ンドネシア語、やさしい日本語)で対応
調査期間	2020 年 10 月 9 日(金)～2020 年 10 月 30 日(金)
回収数	405 件

② 日本人市民アンケート

調査対象	西尾市市民(無作為抽出 2,000 人)
調査方法	郵送調査 (回答は郵送、ウェブから選択可能)
調査期間	2020 年 10 月 9 日(金)～2020 年 10 月 30 日(金)
回収数	1,051 件

③ 企業アンケート

調査対象	西尾商工会議所、一色町商工会及び西尾みなみ商工会会員で、製造業、 建設業、卸・小売業、サービス業等より抽出した 173 社 ※全抽出数 178 社のうち、5 社が未着返送されたため、母数より除外。
調査方法	郵送調査
調査期間	2020 年 10 月 12 日(月)～2020 年 10 月 30 日(金)
回収数	96 件

④ 町内会アンケート

調査対象	西尾市内町内会 408 団体
調査方法	郵送調査
調査期間	2021 年 5 月 10 日(月)～2021 年 5 月 31 日(月)
回収数	400 件

(2) 策定経過

年月	内容
2020年 8月 26日	第1回 西尾市多文化共生協議会
10月～	外国人市民アンケート、日本人市民アンケート 企業アンケート等の調査実施
2021年 12月 4日	第2回 西尾市多文化共生協議会
3月 3日	第3回 西尾市多文化共生協議会
5月27日	第4回 西尾市多文化共生協議会
8月 3日	第5回 西尾市多文化共生協議会
12月 6日	第6回 西尾市多文化共生協議会

(3) 西尾市多文化共生協議会規則

令和2年3月26日規則第22号

西尾市多文化共生協議会規則

(設置)

第1条 この規則は、西尾市附属機関に関する条例(昭和39年西尾市条例第16号)第3条の規定に基づき、西尾市多文化共生協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

- (1) 多文化共生に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 多文化共生に係る施策実施の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の取組の評価に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議及び委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部地域つながり課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。